

全国医療的ケアライン会則

設立年月日 2022年3月27日

(名称)

第1条 この会は、全国医療的ケアライン（以下「本会」という）と称し、通称を「アイライン」とする。

(目的)

第2条 本会は、医療的ケアや重い障害があっても、就学前、就学期、卒業後を通じて、希望する日常生活、社会生活が送れるよう、また、親の社会参加やきょうだい児への支援が充実するよう、本人、家族、支援者等が協働してニーズ調査や要望の集約を行い、国や自治体、教育現場などへの発信を行いながら、行政のパートナーとして医療的ケア児者と家族にとって暮らしやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 会員間の情報交換、意見交換、勉強会の開催等の交流
- (2) 医療的ケア児者と家族のニーズに基づく、行政に対する政策提言
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(禁止)

第4条 本会内では、政治思想の流布、選挙運動への協力要請、宗教の勧誘、個人的な活動に対する寄付の呼びかけ及び営利目的によるプロモーションを行うことは禁止とする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、医療的ケアを必要とする当事者あるいはその家族を中心に作られた都道府県単位の団体とし、本会の設立趣意書に沿った活動を行うものとする。ただし、同一都道府県内に複数の活動団体がある場合は、統括窓口となる団体名を定めて登録する。会員登録は、本会の代表の承認を得ることを条件とする。

(会費)

第6条 会員は、別途定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会の意思を本会の代表に表明することで、任意に退会することができる。

(個人情報の取り扱い)

第8条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守し、第2条の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 会員すべてにおいて、活動で知り得た個人情報は、営利・非営利を問わず、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(秘密保持)

第9条 会員は、本活動を通じて知り得た秘密事項・情報等については、役員会の承認なく第三者に対し開示・漏洩してはならず、第2条に定める目的以外の目的に利用してはならない。

(役員)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表1名

副代表 若干名

(役員の仕事)

第11条 代表は、次の各号に該当する職務にあたることを務める。

(1) 会を代表して会務を統括し、会全体を指揮する。

(2) 会計及び監査役を指名する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表同等の職務にあたることを務める。

(役員を選任)

第12条 代表及び副代表は、会員の代表または窓口として活動の経験がありかつ医療的ケアを必要とする当事者あるいはその家族である者の中から、総会での議決により選任する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) その他、解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第15条 本会の総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則、活動等の改廃

(2) 収支予算及び決算

(3) 役員を選任及び解任

(4) 本会の解散

(5) その他、本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、代表が召集する。

4 総会の議長は、出席した会員の互選とする。

5 総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。委任状の提出をもって出席とみなす。

6 リモートによる総会開催も有効とする。

(役員会)

第16条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関し、審議する。

(事業報告書及び決算)

第17条 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第18条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

(会員の代表資格の喪失)

第19条 本会会員の代表が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て代表の資格を喪失させることができる。

- (1) 連絡が取れなくなった場合
- (2) 本会則に違反した場合
- (3) 国政選挙、地方選挙に立候補した場合。あるいは現職議員の場合
- (4) 会員の代表としてふさわしくないと認められる行為をした場合

(その他)

第20条 本会の運営に関し、必要な事項は役員会において定める

(役員および会員の報酬)

第21条

- 1 活動に対しては、費用を弁償することができる。
- 2 一定量以上の実務が生じると認められるときは、別途報酬を定めることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員が別に定める。

(所在地)

第22条 本会の所在地は、東京都港区芝5-27-3 MBC-B-152号におく。

付則

1. 本会則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 本会則の一部を改訂し、令和5年3月11日から施行する。
3. 本会則の一部を改訂し、令和5年6月17日から施行する。
4. 本会則の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。